

8. ウイルス対策に関する標準

0.9 版

----- 取扱注意事項 -----

日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「外部接続に関するセキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のネットワークにおけるセキュリティレベルの大まかな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。
ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ（<http://www.jnsa.org>）を指定してください。
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成サンプルポリシー」を明記して下さい。営利目的でも非営利目的の区別はありません。
- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道などマスコミで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : sec@jnsa.org

ウイルス対策に関する標準.....	1
趣旨.....	1
対象者.....	1
対象システム.....	1
遵守事項.....	1
ウイルス対策システムの適用について.....	1
検査について.....	2
ウイルス発見時.....	2
ウイルス感染時.....	2
罰則事項.....	2
公開事項.....	2
例外事項.....	2

ウイルス対策に関する標準

趣旨

我社では情報資産をウイルスの脅威から守るために、ウイルス対策システムを適切に活用できるようにしなければならない。

対象者

本標準における対象者は、対象システムを使用する全ての者とする。

対象システム

本標準における対象システムは、ウイルスに感染する可能性のある全てのコンピュータとする。

遵守事項

ウイルス対策システムの適用について

情報セキュリティ委員会は、適切なウイルス対策システムを選定し、ウイルス対策システム適用の手順書を準備しなければならない。

対象システム使用者は、手順書にしたがって新規および既存の対象システムにウイルス対策システムを導入しなければならない。導入するウイルス対策システムは、情報セキュリティ委員会で選定されたもののみとする。

対象システムのファイルを利用する前に、ウイルス対策システムによる検査が行われるようにしなくてはならない。

電子メールの添付ファイルを利用する前に、ウイルス対策システムによる検査が行われるようにしなくてはならない。

情報セキュリティ委員会は、ウイルス定義ファイルおよびウイルス対策システムが最新のものとなるように情報収集を行い、更新があった場合は直ちに反映しなくてはならない。

検査について

各部門のセキュリティ担当者は、対象システムに正しくウイルス対策システムが適用されているか定期的に確認しなくてはならない。正しく適用されていない場合、セキュリティ担当者は部門長に報告し、部門長は直ちに該当する対象システム使用者に是正するよう指示しなければならない。

ウィルス発見時

対象システムにおいてウィルスが発見された場合、対象システム使用者はウィルスの駆除を行い、セキュリティ担当者に報告しなければならない。セキュリティ担当者はウィルス感染について情報セキュリティ委員会に報告し、情報セキュリティ委員会は原因および被害範囲の調査を行い、適切な処置をとらなくてはならない。

ウィルス感染時

対象システムにおいてウィルスが感染した場合、対象システム使用者は直ちにセキュリティ担当者に報告しなければならない。セキュリティ担当者は、ウィルスによる障害について情報セキュリティ委員会に報告し、情報セキュリティ委員会は原因および被害範囲の調査を行い、適切な処置をとらなくてはならない。

ウィルス対策システムが感染したウィルスに未対応だった場合、情報セキュリティ委員会は直ちにウィルス対策システム供給業者に対応化を依頼し、早急に対応化に努めなくてはならない。

罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられることがある。罰則の適用については罰則に関する標準に従う。

公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

用語

ウィルス対策システム：アンチウィルスソフト，？メールサーバにおける対ウィルスゲートウェイ？を指す